

郡山市東山霊園合葬墓

がっそう ぼ

利用のしおり



＜東山霊園合葬墓＞



＜墓 誌＞

郡 山 市

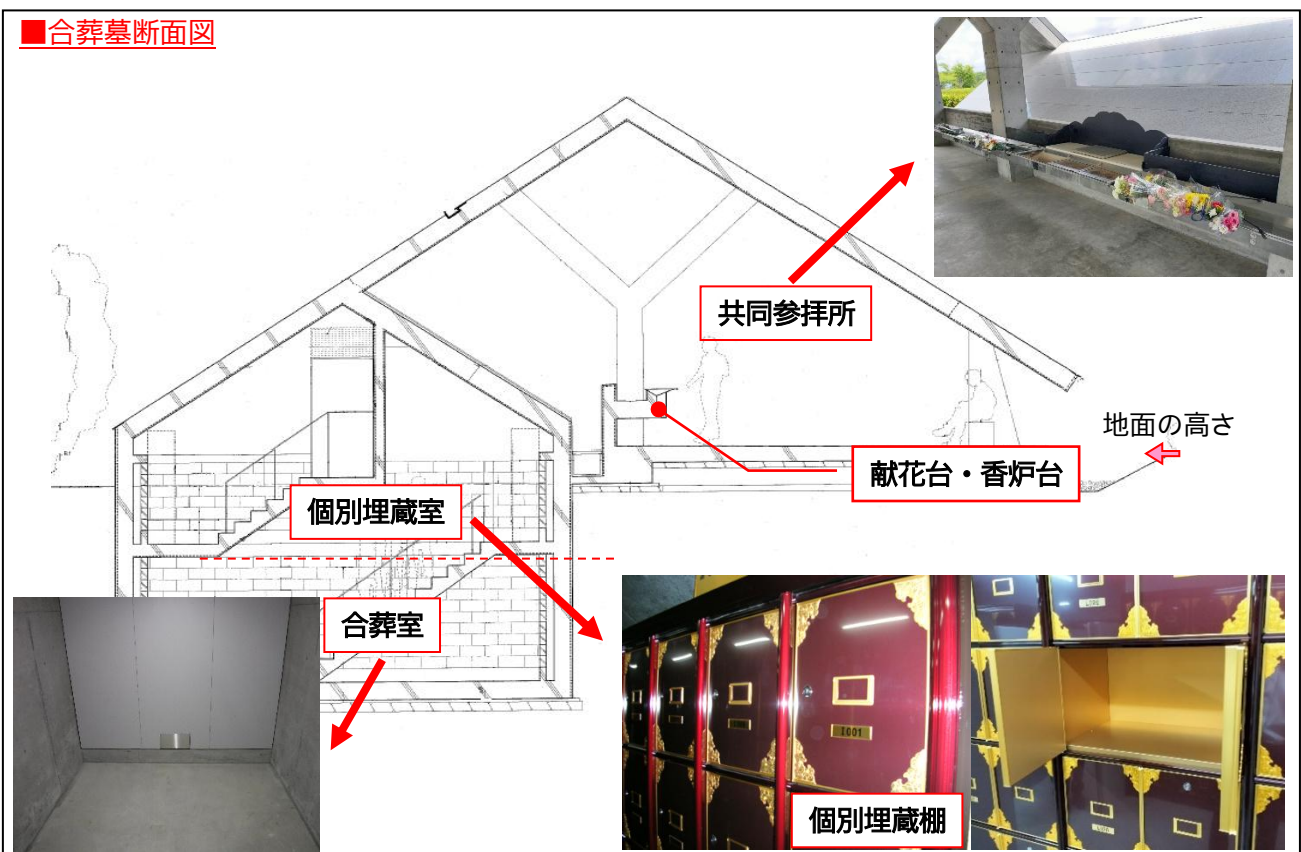
目 次

合葬墓とは・・・・・・・・・・	1
申込区分・使用料・・・・・・・・	1
申込資格・申込書類・・・・・・・・	1～2
申込方法・・・・・・・・・・	3
申込みから納骨までの流れ・・・・・・・・	3
使用上の注意点・・・・・・・・	4
その他・・・・・・・・・・	5
案内図・・・・・・・・・・	5
お問合せ先・・・・・・・・・・	6

合葬墓は、従来のお墓とは異なり、一つのお墓にたくさんの方のご遺骨を合同で埋蔵するお墓です。

このしおりを最後までご覧になり、ご親族の方などともよくご相談になってからお申込みください。

■合葬墓断面図



合葬墓とは

- (1) 合葬墓は亡くなられた方のご遺骨を合同で埋蔵するお墓です。
- (2) 合葬墓には以下の２種類があります。

・「個別埋蔵室」・・・使用許可日（使用料を納付した日）から、ご遺骨を骨壺のまま 20 年間個別に埋蔵したあと、「合葬室」に埋蔵となります。
 ※納骨後 20 年間ではありませんのでご注意ください。

・「合葬室」・・・ご遺骨を骨壺から納骨袋に移し替えた上で、他の方のご遺骨が埋蔵してあるお部屋に埋蔵となります。
- (3) 生前のお申込みもできます。
- (4) 生前のお名前を刻字できる墓誌や、いつでも参拝できる共同参拝所を設置しています。
- (5) 合葬墓の使用権を承継する人は必要ありません。

申込区分・使用料

申込区分		使用料
遺骨所持 (すでにご遺骨 をお持ちの方)	個別埋蔵室 1 体用	95,000 円
	個別埋蔵室 2 体用 (遺骨所持 2 体)	190,000 円
	個別埋蔵室 2 体用 (遺骨所持 1 体+生前予約 1 体)	190,000 円
	合葬室 (1 体)	45,000 円
生前申込	個別埋蔵室 1 体用	95,000 円
	個別埋蔵室 2 体用	190,000 円
	合葬室 (1 体)	45,000 円
墓誌刻字 1 体		30,000 円

申込資格・申込書類

○ すでにご遺骨をお持ちの方

申込資格

次の (1) から (6) までの項目全てにあてはまる方

- (1) 郡山市民（1 年以上住民登録）で遺骨を所持する方、又は死亡時郡山市民（1 年以上住民登録）であった者の遺骨を所持する方
 ※ 現在東山霊園一般墓所の使用許可を受けている方で、一般墓所を返還して申し込む方は市民であるか否かは問いません。
- (2) 申し込む方と所持する遺骨の関係が原則配偶者（事実婚含む）・3 親等以内の血族・2 親等以内の姻族・養父母・養子である方、又は遺骨の祭祀を主宰する方
- (3) 使用許可日から 1 年以内に遺骨を埋蔵できる方
- (4) 所持する遺骨が焼骨であって分骨でない方
- (5) 東山霊園一般墓所の使用許可を受けていない方
 ※ 現在東山霊園一般墓所の使用許可を受けている方は一般墓所の返還が条件となります。
- (6) 個別埋蔵室 2 体用を申し込む際、2 人の続柄が配偶者（事実婚含む）・3 親等以内の血族・2 親等以内の姻族・養父母・養子である方

申込書類

- (1) 郡山市東山霊園合葬墓使用許可申請書
- (2) 死体（胎）火葬許可証又は埋蔵（葬）・収蔵証明の写し

以下の場合、上記(1)、(2)の他に以下の書類がそれぞれ必要となります。

- (3) 申込者が郡山市民以外の場合
⇒申込者の住民票（原本のみ）
 - (4) 上記(2)の書類で申込者と埋蔵予定者の続柄が確認できない場合
⇒申込者と埋蔵予定者の続柄が確認できる戸籍謄本等（原本のみ）
 - (5) 個別埋蔵室 2 体用を申し込む場合
⇒2 人の続柄が確認できる戸籍謄本等（原本のみ）
-

○ 生前で申し込みをされる方

申込資格

次の（１）から（４）までの項目全てにあてはまる方

- (1) 郡山市民（１年以上住民登録）で申込者本人が利用する方
- (2) 東山霊園一般墓所の使用許可を受けていない方
※ 現在東山霊園の一般墓所の使用許可を受けている方は一般墓所の返還が条件となります。
- (3) 年齢が 65 歳以上の方（個別埋蔵室 2 体用を申し込む際はどちらかが 65 歳以上の方）
- (4) 個別埋蔵室 2 体用を申し込む際、2 人の続柄が配偶者（事実婚含む）・3 親等以内の血族・2 親等以内の姻族・養父母・養子である方

申込書類

- (1) 郡山市東山霊園合葬墓使用許可申請書
- (2) 申込者と埋蔵予定者の続柄が確認できる戸籍謄本等（原本のみ）
※ 個別埋蔵室 2 体用を申し込む方のみ

申込方法

申請書に必要事項を記入のうえ、次のとおりお申し込みください。

○ 窓口で申請する場合

環境政策課窓口に必要な書類を提出してください。

※ 申請受付は、平日（午前8時30分～午後5時15分）のみです。

※ 東山霊園管理事務所、各行政センター及び市民サービスセンターでは申請できません。

令和8(2026)年10月1日～令和9年3月31日は
窓口等受付時間を試行的に短縮するため
平日（午前9時～午後4時30分）

○ オンライン申請する場合

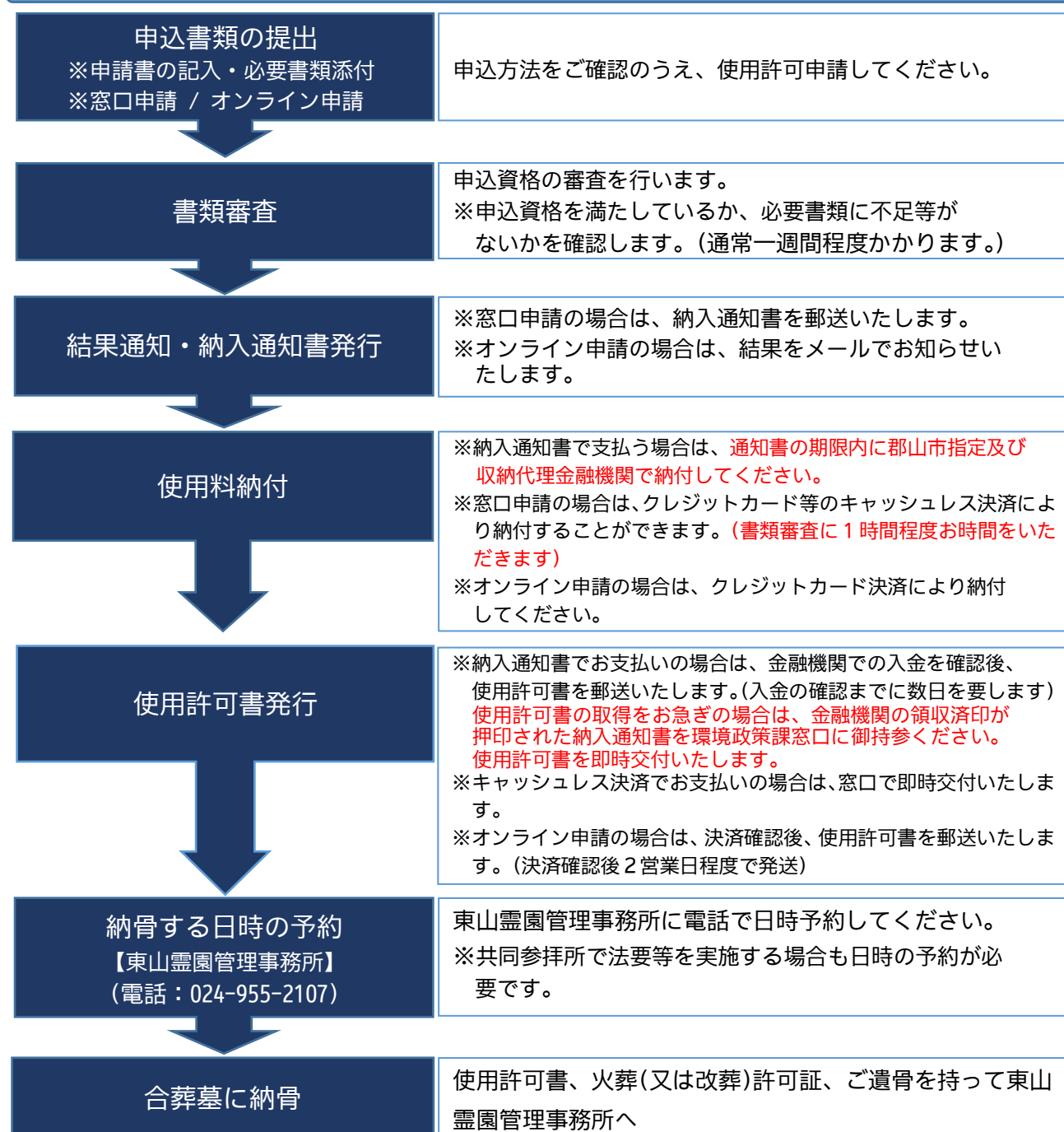
生前でのお申し込み及び墓誌刻字届については、オンライン申請可能です。

※ 申請には「郡山市オンライン申請サービス」の利用者登録のほか、
マイナンバーカード及びクレジットカード等が必要です。



【生前申込】 【墓誌刻字】

申込みから納骨までの流れ



使用上の注意点

○個別埋蔵室・合葬室について

- (1) 「個別埋蔵室」に納骨する骨壺は、材質が陶磁器その他の焼骨の埋蔵に適したもの（木製を除く）、大きさは幅・奥行26cm、高さ30cm以内で、骨箱及び骨^{こつおおい}覆等の外装は埋蔵できません。「合葬室」に納骨する納骨袋は材質が布、幅40cm、高さ50cmまでで、ご遺骨がこぼれないよう巾着等のものを使用者ご自身でご用意ください。
- (2) 使用許可を受けたご遺骨以外は納骨できません。
- (3) 「個別埋蔵室」・「合葬室」における埋蔵位置の指定はできません。
- (4) 納骨する際は予約が必要です。納骨できる日時は1月1日～1月3日、12月29日～31日を除く午前9時から午後4時までです。（東山霊園管理事務所にお問い合わせください。）
- (5) 「個別埋蔵室」の使用は使用許可日（使用料を納付した日）から20年間です。生前に申し込まれた方が20年を過ぎて納骨される場合は、合葬室に直接合葬となります。なお、その場合に必要となる納骨袋は使用者ご自身でご用意ください。
- (6) 「個別埋蔵室」について、使用許可期間を経過する前でも、申し出により「合葬室」へ埋蔵することができます。
- (7) ご遺骨は「個別埋蔵室」で埋蔵している間は返還が可能です。「合葬室」への埋蔵の場合、ご遺骨は返還できません。
- (8) 「個別埋蔵室」及び「合葬室」へは原則立ち入りできません。ただし、「個別埋蔵室」へご遺骨の埋蔵及び返還の時のみ立ち入りができます。

○共同参拝所について

- (1) 共同参拝所での参拝は常時可能ですが、共同参拝所で納骨式・年忌法要等を行う場合は予約が必要です。（東山霊園管理事務所にお問い合わせください。）
- (2) 共同参拝所に供えられるものは花・線香のみです。

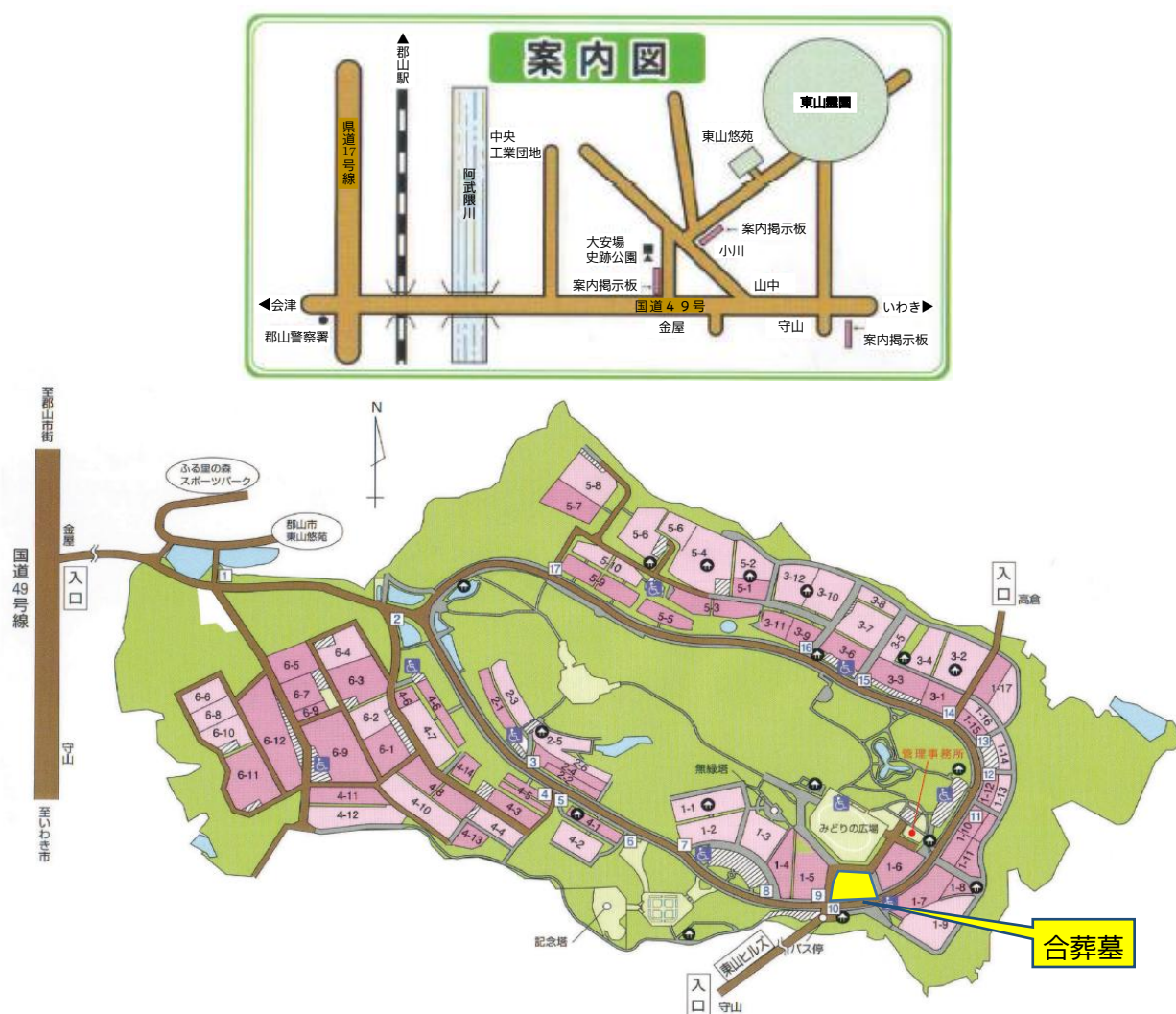
○墓誌刻字について

- (1) 墓誌への刻字をご希望の方は、所定の様式で届出をしてください。刻字は、年2回に分けて刻字いたします。なお、刻字できるものは生前の氏名のみです。
 - ・ 4月～9月に墓誌使用料納入：1月下旬頃に刻字
 - ・ 10月～3月に墓誌使用料納入：8月上旬頃に刻字
- ※刻字完了後のご連絡はいたしません。刻字時期を目安に現地にてご確認ください。

その他

- (1) 個別埋蔵室で埋蔵しているご遺骨を他のお墓に改葬する場合、使用者が亡くなっている場合は承継の手続きが必要となります。
- (2) 合葬墓にご遺骨を埋蔵する前（未使用の状態）に返還された場合、使用料の 1/2 をお返しします。ただし、使用者がお亡くなりになった場合は承継の手続きが必要となります。
- (3) 改葬で合葬墓をお申込みの場合は、特例として、1 体用の使用料で複数体分のご遺骨を埋蔵できます（骨壺 1 つ又は納骨袋 1 袋にまとめること）。
- (4) 合葬墓を使用するにあたっては、「墓地、埋葬等に関する法律」「郡山市東山霊園条例」「郡山市東山霊園条例施行規則」に定められている規定を遵守していただきます。
- (5) 合葬墓は、宗教・宗派にとらわれない施設です。なお、市では宗教的な行事は行いません。
- (6) 使用許可書を紛失した場合は再交付を受けてください。
- (7) 使用許可書の記載事項（使用者の氏名・住所）に変更が生じた場合は、速やかに必要書類を添えて許可書の書き換えを受けてください。（使用区分や埋蔵者の変更はできません。）

案内図



お問合せ先

◇環境政策課 （電話：024-924-2731）

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23- 7

平日（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

令和 8 (2026) 年 10 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までは、窓口・電話受付時間短縮の試
行期間のため、平日（午前 9 時～午後 4 時 30 分）になります。

◇東山霊園管理事務所 （電話：024-955-2107）

〒963-0722 福島県郡山市田村町小川字ヤシウリ 5 番地

平日（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

令和 8 (2026) 年 10 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までは、窓口・電話受付時間短縮の試
行期間のため、平日（午前 9 時～午後 4 時 30 分）になります。